

2019 年度 改正箇所等一覧 (AFP テキスト 2018-19 年度 AT181~681 版対応)

2018~2019 年版AFP・2級FPテキストは、2018 年度の税制や制度に基づく記述となっています。当改正資料は、2019 年4月現在における標記テキストの改正箇所等を一覧でまとめたものです。テキストの分冊ごとに該当ページと改定内容を記載していますので、ご確認のうえご利用ください。なお、当資料は、原則として2019 年 9 月および 2020 年1月に実施される2級FP技能検定試験に影響があると推測される項目および分野についてまとめています。

第1分冊 ライフプランニングと資金計画／社会保険・公的年金・企業年金

該当ページ	改定内容等
p. 46 料率改定	図表 1-15 社会保険の料率 (平成 31 年 4 月現在) 介護保険料 1.57% → 1.73%
p. 61 支給額改定	(2) 児童扶養手当 (表内「手当の額」) (1 行目) 平成 31 年度は児童 1 人の場合、全部支給で月額 42,910 円。 (2~3 行目) 児童 2 人の場合は 10,140 円が加算され、3 人目以降は 1 人増えるごとに 6,080 円が加算される。
p. 65 制度変更	1) 教育一般貸付 (国の教育ローン) (2019 年度以後、海外留学の要件緩和) (2 行目) 学生・生徒 1 人につき 350 万円 (3 ヶ月以上の海外留学は 450 万円) …
p. 69 期限延長 要件追加	6. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 (期限延長と 2019 年度以後所得要件新設) 2013 (平成 25) 年 4 月 1 日~2021 年 3 月 31 日までの間に… (1) 主な適用要件 ① 受贈者は 30 歳未満で贈与者の直系卑属であり、贈与を受ける年の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。 (2) 終了時の取扱い (①の末尾に追記、③、④項目追加) ①受贈者が 30 歳に達したときに、… ただし、2019 年 7 月以後は一定の条件の下で、受贈者が最大 40 歳に到達する日まで、贈与課税が延期される。 ②受贈者が… ③2019 年 7 月以後、受贈者が 23 歳に達した日の翌日以降に学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のものは非課税の対象から除外される。 ④贈与者死亡の場合、教育資金管理契約が贈与者死亡前 3 年以内に締結されている場合に限り、死亡した日の残高が下記の例外を除いて相続財産に加算される。 ・受贈者が 23 歳未満である場合 ・受贈者が学校等に在学している場合 ・受贈者が教育訓練給付金講座を受講している場合
p. 70 期限延長 要件追加	7. 結婚・子育て資金の一括贈与 (期限延長と 2019 年度以後所得要件新設) 平成 27 年 4 月 1 日~2021 年 3 月 31 日までの間に… (1) 主な適用要件 ① 受贈者は贈与者の直系卑属であって 20 歳以上 50 歳未満であり、贈与を受ける年の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。

次ページに続く

該当ページ	改定内容等						
p. 106 制度改定	(5) 控除率と控除対象年末残高 (文末に追記) なお、2019 年 10 月から 2020 年 12 月の間の居住開始であり、費用等に含まれる消費税の税率が 10% である場合は、居住開始 11 年目～13 年目において、下記の①または②のいずれか少ない金額が追加控除される。 ① 住宅借入金等の年末残高×1% ②住宅取得等の対価の額 (税引後) × 2% × 1/3						
p. 173 5 行目 保険料率改定 p. 196 も同様	(1) 保険料 2019 年度の全国平均料率は前年と同率の 10.0% … 図表 1-67・協会けんぽの全国平均保険料率 (2019 年 4 月現在) …別途介護保険料として「(標準報酬月額、標準賞与額) × 17.3/1000」を加算						
p. 181 語句訂正	③世帯全体での合算 …70 歳未満は合算対象基準額 (21,000 円) 以上のものと、…						
p. 185 保険料改定	1) 保険料は全額自己負担 負担する保険料は…標準報酬月額の平均額 (2019 年度は 30 万円) を比べ、… (2) 国民健康保険の一般被保険者 …2019 年度の年間上限は 80 万円 (医療分 61 万円、後期高齢者支援分 19 万円) で、40 歳以上の者は別途介護保険料分 (17 万円限度) が加算される。						
p. 190 保険料改定	5. 国民健康保険 (国保) 1) 保険料 (5 行目) 年間の負担上限額 (2019 年度は 80 万円) を超えることはできない。なお、40 歳以上の者がある場合は介護分 (2019 年度は 17 万円) が上乗せされる。						
p. 220 2018 年 1 月以後	2) 専門実践教育訓練の給付対象者と給付額 ① 給付対象者 受講を開始した日において 3 年以上の雇用保険の被保険者期間を有すること。または雇用保険に 3 年以上加入していて離職後 1 年以内であること						
p. 233 保険料改定 (1 行目)	(3) 国民年金 (基礎年金) 保険料 … 2019 年度の国民年金保険料は月額 16,410 円である。… ※ 以下、2019 年度の国民年金保険料の月額はすべて 16,410 円に読み替える。						
p. 249 年金額 改定	(1) 老齢基礎年金額の計算 2019 年度における満額の老齢基礎年金額は 780,100 円 (月額 65,008 円) である。 ※ 以下、年金額の平成 30 年度価格をすべて 2019 年度価格に読み替える。						
p. 259 記述変更	(3) 定額部分の年金額 定額部分の年金額は下記の算式で求める。定額単価 1,626 円は、2004 年度改正の定額単価 1,628 円にその年度の改定率 (2019 年度は 0.999) を… 定額単価 1,626 円 × 被保険者月数 (480 月上限)						
p. 263	図表 1-115・加給年金額 (2019 年度価格) <table border="1" data-bbox="432 1912 1023 2016"> <tr> <td>配偶者</td> <td>224,500 円</td> </tr> <tr> <td>1 人目、2 人目の子</td> <td>224,500 円</td> </tr> <tr> <td>3 人目以降の子</td> <td>変わらず[※] (74,800 円)</td> </tr> </table>	配偶者	224,500 円	1 人目、2 人目の子	224,500 円	3 人目以降の子	変わらず [※] (74,800 円)
配偶者	224,500 円						
1 人目、2 人目の子	224,500 円						
3 人目以降の子	変わらず [※] (74,800 円)						

次ページに続く

該当ページ	改定内容等																												
p. 263	1) 配偶者の特別加算 図表 1-116・特別加算、ほか (2019 年度価格) <table border="1" data-bbox="435 320 1267 528"> <thead> <tr> <th>受給権者の生年月日</th> <th>特別加算額</th> <th>加給年金との合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 16. 4. 2～17. 4. 1</td> <td>99,400 円</td> <td>323,900 円</td> </tr> <tr> <td>昭和 17. 4. 2～18. 4. 1.</td> <td>132,500 円</td> <td>357,000 円</td> </tr> <tr> <td>昭和 18. 4. 2 以降生まれ</td> <td>165,600 円</td> <td>390,100 円</td> </tr> </tbody> </table>	受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金との合計額	昭和 16. 4. 2～17. 4. 1	99,400 円	323,900 円	昭和 17. 4. 2～18. 4. 1.	132,500 円	357,000 円	昭和 18. 4. 2 以降生まれ	165,600 円	390,100 円																
受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金との合計額																											
昭和 16. 4. 2～17. 4. 1	99,400 円	323,900 円																											
昭和 17. 4. 2～18. 4. 1.	132,500 円	357,000 円																											
昭和 18. 4. 2 以降生まれ	165,600 円	390,100 円																											
p. 268 p. 270	7. 在職老齢年金 1) 具体的な調整方法 65 歳未満の支給停止調整変更額 47 万円 (2) 老齢厚生年金 (65 歳以上) の支給調整 65 歳以上の支給停止調整開始額 47 万円																												
p. 279	(2) 障害基礎年金の年金額 図表 1-127・障害基礎年金の額 (2019 年度) 子の加算 <table border="1" data-bbox="435 831 1311 913"> <thead> <tr> <th>1 級</th> <th>975,125 円+子の加算</th> <th>2 人目まで</th> <th>224,500 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>2 級</th> <th>780,100 円+子の加算</th> <th>3 人目以降</th> <th>74,800 円</th> </tr> </tbody> </table>	1 級	975,125 円+子の加算	2 人目まで	224,500 円	2 級	780,100 円+子の加算	3 人目以降	74,800 円																				
1 級	975,125 円+子の加算	2 人目まで	224,500 円																										
2 級	780,100 円+子の加算	3 人目以降	74,800 円																										
p. 280 金額改定	(3) 特定障害者に対する特別障害給付金制度 支給額 (2019 年度) <table border="1" data-bbox="435 1010 948 1093"> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>月額 52,150 円</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>月額 41,720 円</td> </tr> </tbody> </table>	1 級	月額 52,150 円	2 級	月額 41,720 円																								
1 級	月額 52,150 円																												
2 級	月額 41,720 円																												
p. 281	図表 1-128・障害厚生年金額のまとめ <table border="1" data-bbox="435 1149 1327 1314"> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>障害厚生年金×1.25+配偶者加給年金額 (224,500 円)</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>障害厚生年金×1.00+配偶者加給年金額 (224,500 円)</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>障害厚生年金 (最低保障額 585,100 円)</td> </tr> <tr> <td>障害手当金</td> <td>障害厚生年金×2 (最低保障額 1,170,200 円)</td> </tr> </tbody> </table>	1 級	障害厚生年金×1.25+配偶者加給年金額 (224,500 円)	2 級	障害厚生年金×1.00+配偶者加給年金額 (224,500 円)	3 級	障害厚生年金 (最低保障額 585,100 円)	障害手当金	障害厚生年金×2 (最低保障額 1,170,200 円)																				
1 級	障害厚生年金×1.25+配偶者加給年金額 (224,500 円)																												
2 級	障害厚生年金×1.00+配偶者加給年金額 (224,500 円)																												
3 級	障害厚生年金 (最低保障額 585,100 円)																												
障害手当金	障害厚生年金×2 (最低保障額 1,170,200 円)																												
p. 285 年金額改定	① 配偶者が受け取る遺族基礎年金の額 <table border="1" data-bbox="435 1375 1423 1541"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本額</th> <th>加算額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子が 1 人いる配偶者</td> <td rowspan="3">780,100 円</td> <td>224,500 円</td> <td>1,004,600 円</td> </tr> <tr> <td>子が 2 人いる配偶者</td> <td>224,500 円×2</td> <td>1,229,100 円</td> </tr> <tr> <td>子が 3 人いる配偶者</td> <td>224,500 円×2+74,800 円</td> <td>1,303,900 円</td> </tr> </tbody> </table> ② 子が受け取る遺族基礎年金の額 <table border="1" data-bbox="435 1606 1423 1771"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本額</th> <th>加算額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子が 1 人のとき</td> <td rowspan="3">780,100 円</td> <td>なし</td> <td>780,100 円</td> </tr> <tr> <td>子が 2 人のとき</td> <td>224,500 円</td> <td>1,004,600 円</td> </tr> <tr> <td>子が 3 人のとき</td> <td>224,500 円+74,800 円</td> <td>1,079,400 円</td> </tr> </tbody> </table>		基本額	加算額	合計	子が 1 人いる配偶者	780,100 円	224,500 円	1,004,600 円	子が 2 人いる配偶者	224,500 円×2	1,229,100 円	子が 3 人いる配偶者	224,500 円×2+74,800 円	1,303,900 円		基本額	加算額	合計	子が 1 人のとき	780,100 円	なし	780,100 円	子が 2 人のとき	224,500 円	1,004,600 円	子が 3 人のとき	224,500 円+74,800 円	1,079,400 円
	基本額	加算額	合計																										
子が 1 人いる配偶者	780,100 円	224,500 円	1,004,600 円																										
子が 2 人いる配偶者		224,500 円×2	1,229,100 円																										
子が 3 人いる配偶者		224,500 円×2+74,800 円	1,303,900 円																										
	基本額	加算額	合計																										
子が 1 人のとき	780,100 円	なし	780,100 円																										
子が 2 人のとき		224,500 円	1,004,600 円																										
子が 3 人のとき		224,500 円+74,800 円	1,079,400 円																										
p. 292 年金額改定	(5) 中高齢寡婦加算 … (2019 年度価格 585,100 円) …																												
p. 329 記述変更	1) 加入条件と 2 つの加入形態 「全国国民年金基金 (旧地域型基金)」と 3 つの職種別に設立された職能型基金がある。全国国民年金基金は、国民年金の第一号被保険者 (任意加入者を含む) であれば、住所地や業種に関係なく加入できる。																												

次ページに続く

第2分冊 リスクと保険

該当ページ	改定内容等
p. 31	図表 2-18・国内民間生保の予定利率の推移 最下段の期日訂正 27 . 4. 2～ ⇒ <u>29</u> . 4. 2～
p. 143 語句訂正	1) 建物の区分 (1 行目) 省令準耐火 建築物 ⇒ 省令準耐火 <u>建物</u> 図表 2-82・構造級別判定基準 省令準耐火 建築物 ⇒ 省令準耐火 <u>建物</u>

次ページに続く

第3分冊 金融資産運用得設計

該当ページ	改定内容等
p. 79 預入限度額 変更	(4) 預入限度額 <u>ゆうちょ銀行には預入限度額が設けられており、通常貯金（通常貯蓄貯金を含む）および定期性貯金（財形貯金各種を除く）に区分してそれぞれ 1,300 万円限度、両者を合算して貯金者 1 人当たり 2,600 万円限度となる。ただし、財形定額貯金…</u>
p. 89 p. 91 p. 92	9. 定額貯金 10. 定期貯金 預入金額（2 行目）：他の <u>定期性貯金</u> と合わせて 1,300 万円まで (1) 定期貯金の仕組み （2 行目） ゆうちょ銀行の <u>定期性貯金の預入金額は、1 人 1,300 万円までと…</u>
p. 144 記述変更	(2) 注文方法 3) 株数 <u>2018 年 10 月以後、上場株式の売買単位（単元株）は 100 株に統一されており、取引はこの整数倍で行う。</u>
p. 145 制度変更	(4) 受渡し 株式の売買代金は、…（約定日を 1 日目と数えて）4 営業日目（ <u>2019 年 7 月 16 日以後約定分から 3 営業日目</u> ）に受渡しをする。 なお、……株主になっている必要がある。4 日目（ <u>2019 年 7 月 16 日以後約定分から 3 日目</u> ）受渡しなので、権利確定日から起算して 4 営業日（ <u>同 3 営業日</u> ）前まで…
p. 148 添付書類 の省略	2) 特定口座 （下から 6 行目） … 月末までに証券会社から年間取引報告書が送られてくるので、確定申告書にこの年間取引報告書を添付することにより… ⇒ 2019 年 4 月 1 日以後の申告分から <u>特定口座年間取引報告書の添付が不要</u> となる。
p. 219 制度変更	(3) 売買の実際 (7 行目) いずれの取引も、受渡しは約定日から起算して 4 営業日（ <u>2019 年 7 月 16 日以後約定分から 3 営業日目</u> ）である。

次ページに続く

第4分冊 タックスプランニング

該当ページ	改定内容等			
p. 36 記述追加	(3) 事業所得の収入金額と必要経費 1) 事業所得の収入金額 …。また、クレジットカード決済や……販売代金が未入金であっても、 <u>商品等の引渡しがあった年分の売上として…</u>			
p. 38 記述追加	1) 必要経費に算入できる金額 ② 事業主が青色申告者の場合 <u>青色事業専従者給与の適用を受けるためには、青色事業専従者給与額を算入しようとする年の3月15日まで（新たに青色事業専従者がいることとなった場合は2ヵ月以内）に「青色事業専従者給与に関する届出書」を…</u>			
p. 86 記述追加	2) 医療費控除 ① 対象となる期間（文末に追記） <u>……支払った年の医療費控除の対象となる。クレジットカード支払いの場合は、カードで決済した日が支払日となる。</u>			
p. 98 記述追加	(1) 控除額と控除を受けられる期間 図表 4-41 の下に追加 なお、2019 年 10 月～2020 年 12 月までに居住開始の場合で、住宅取得時の費用等に含まれる消費税の税率が 10%である場合は、居住開始 11 年目から 13 年目の 3 年間、年 40 万円（認定住宅は 50 万円）を上限に追加控除を受けることができる。 <table border="1" data-bbox="434 1128 1310 1256"> <tr> <td>控除額：下記の (a) または (b) のいずれか少ない方の金額</td> </tr> <tr> <td>(a) 11 年目から 13 年目の各年の住宅借入金等年末残高×1%</td> </tr> <tr> <td>(b) 住宅取得等の対価の額（税抜き）×2%×1/3</td> </tr> </table>	控除額：下記の (a) または (b) のいずれか少ない方の金額	(a) 11 年目から 13 年目の各年の住宅借入金等年末残高×1%	(b) 住宅取得等の対価の額（税抜き）×2%×1/3
控除額：下記の (a) または (b) のいずれか少ない方の金額				
(a) 11 年目から 13 年目の各年の住宅借入金等年末残高×1%				
(b) 住宅取得等の対価の額（税抜き）×2%×1/3				
p. 130 記述追加	(2) 青色申告特別控除 1) 特別控除額の区分（3 行目に挿入） …… <u>なお、2020 年以後は、現行の青色申告特別控除額 65 万円が 55 万円に引き下げられ、65 万円の控除を受けるには e-Tax による申告（電子申告）または電子帳簿保存が要件に加えられる。</u>			
p. 136 (注) 文頭に 記述追加 記述訂正	(4) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度 (注) <u>資本金 1 億円以下の中小企業者。資本金 1 億円超の大法人に 50% 超出資を受ける中小企業者や常時使用する</u> (注) 2 行目の中小法人を「 <u>中小企業者</u> 」に修正			

次ページに続く

該当ページ	改定内容等													
<p>p. 142</p> <p>記述変更</p> <p>記述削除</p>	<p>1. 特例措置の適用</p> <p><u>土地・建物等を譲渡したときの特例には次のようなものがあり、適用を受けるには、原則、譲渡した年分の確定申告（繰越控除については期限内申告）をしなければならない。</u></p> <p>⑩の下の下記文章を削除</p> <p><u>特例の適用を受けるには、原則、譲渡した年の翌年の 3 月 15 日までに確定申告をする。</u></p>													
<p>p. 148</p> <p>期限延長</p> <p>要件拡大</p>	<p>(3) 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除 2016 年 4 月 1 日から <u>2023 年 12 月 31 日</u>までに…</p> <p>1) 対象となる資産 (③を追加)</p> <p>③ 被相続人が介護保険法の要介護認定を受け、相続開始の直前まで老人ホーム等に入所していたこと。</p> <p>2) 譲渡の条件 (②に期限を追加、③の記述変更)</p> <p>② ……3 年を経過する年の 12 月 31 日まで、<u>かつ、2023 年 12 月 31 日</u>までの間に</p> <p>③ <u>被相続人が老人ホームに入所したときから、または、相続時から譲渡時まで事業用、貸付用、居住用に供されていないこと。</u></p>													
<p>p. 165</p> <p>記述追加</p> <p>制度改正</p>	<p>(5) 税額（算出税額）の計算</p> <p><u>個人住民税は、所得金額を問わず道府県民税 4 %（政令市は 2 %）、市町村民税 6 %（同 8 %）の計 10 % の比例税率となっている。</u></p> <p>3) 寄附金控除 (最下段に追記)</p> <p>なお、2019 年 6 月 1 日以降に支出された寄附金については、総務大臣が指定した「寄附金の募集を適正に実施する都道府県等」に対する寄附金が控除対象となる。</p>													
<p>p. 166</p>	<p>5) 住宅ローン控除 (図表 4-63・控除限度額 の下に追記)</p> <p>2019 年 10 月～2020 年 12 月までに居住開始の場合で、住宅取得時の費用等に含まれる消費税の税率が 10%である場合は、居住開始 11 年目から 13 年目の 3 年間、控除期間が延長される。</p>													
<p>p. 167</p> <p>記述追加</p>	<p>5. 配当割</p> <p>上場株式等の配当については、所得税の確定申告書とは別に住民税の申告書を提出することにより、所得税は総合課税の扱い、住民税は申告不要とするなど、所得税と異なる課税方式を選択することができる。</p>													
<p>p. 207</p> <p>期限延長</p>	<p>図表 4-75・法人の青色欠損金の繰越控除期間等（2018 年 4 月以後開始の事業年度）</p> <table border="1" data-bbox="416 1688 1406 1935"> <tr> <td>青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除期間</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>青色申告書を提出しなかった事業年度の災害損失の繰越控除期間</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">帳簿書類の保存期間</td> <td>原則</td> <td>7 年</td> </tr> <tr> <td>欠損事業年度分</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>法人税に係る更正の期間制限</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>法人税の欠損金額に係る更正の請求期間</td> <td>10 年</td> </tr> </table>	青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除期間	10 年	青色申告書を提出しなかった事業年度の災害損失の繰越控除期間	10 年	帳簿書類の保存期間	原則	7 年	欠損事業年度分	10 年	法人税に係る更正の期間制限	10 年	法人税の欠損金額に係る更正の請求期間	10 年
青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除期間	10 年													
青色申告書を提出しなかった事業年度の災害損失の繰越控除期間	10 年													
帳簿書類の保存期間	原則	7 年												
	欠損事業年度分	10 年												
法人税に係る更正の期間制限	10 年													
法人税の欠損金額に係る更正の請求期間	10 年													

次ページに続く

該当ページ	改定内容等				
<p>p. 210</p> <p>記述追加</p> <p>語句訂正</p> <p>期限延長</p>	<p>(1) 法人税の税率 (図表 4-77・法人税の税率 前に下表を追加)</p> <p>法人の区分</p> <table border="1" data-bbox="416 300 1430 562"> <tr> <td data-bbox="416 300 568 338">大法人</td> <td data-bbox="568 300 1430 338">資本金の額または出資の金額が 1 億円を超える法人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 338 568 562">中小法人</td> <td data-bbox="568 338 1430 562"> 資本金の額または出資の金額 1 億円以下の法人 (注) 資本金 1 億円以下でも次の法人は、中小法人から除外される ① 資本金等の額が 5 億円以上の大法人の 100% 子法人 ② 100% グループ内の複数の大法人 (資本金 5 億円以上) に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている法人 </td> </tr> </table> <p>図表 4-77・法人税の税率 ⇒ 図表内の普通法人を「<u>大法人</u>」へ訂正</p> <p>図表 4-77 下の注書き (注) <u>括弧内の税率 15%は、2021 年 3 月 31 日までの間に開始する…</u></p>	大法人	資本金の額または出資の金額が 1 億円を超える法人	中小法人	資本金の額または出資の金額 1 億円以下の法人 (注) 資本金 1 億円以下でも次の法人は、中小法人から除外される ① 資本金等の額が 5 億円以上の大法人の 100% 子法人 ② 100% グループ内の複数の大法人 (資本金 5 億円以上) に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている法人
大法人	資本金の額または出資の金額が 1 億円を超える法人				
中小法人	資本金の額または出資の金額 1 億円以下の法人 (注) 資本金 1 億円以下でも次の法人は、中小法人から除外される ① 資本金等の額が 5 億円以上の大法人の 100% 子法人 ② 100% グループ内の複数の大法人 (資本金 5 億円以上) に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている法人				
<p>p. 210</p> <p>項目新設</p>	<p>(2) <u>地方法人税</u></p> <p>地方法人税は、都市に集中しがちな法人住民税の偏在性の是正を目的とするもので、いったん国が税を集めて再配分する税である。法人税の納税義務者は地方法人税の納税義務者となり、法人税の申告期限までに申告納付する。</p> <table border="1" data-bbox="432 954 1318 1032"> <tr> <td data-bbox="432 954 938 992">2014 年 10 月 1 日以後開始事業年度</td> <td data-bbox="938 954 1318 992">基準法人税額 × 4.4%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 992 938 1032">2019 年 10 月 1 日以後開始事業年度</td> <td data-bbox="938 992 1318 1032">基準法人税額 × <u>10.3%</u></td> </tr> </table>	2014 年 10 月 1 日以後開始事業年度	基準法人税額 × 4.4%	2019 年 10 月 1 日以後開始事業年度	基準法人税額 × <u>10.3%</u>
2014 年 10 月 1 日以後開始事業年度	基準法人税額 × 4.4%				
2019 年 10 月 1 日以後開始事業年度	基準法人税額 × <u>10.3%</u>				
<p>p. 211</p> <p>制度改定</p>	<p>以下、繰り下げ (2) <u>税額控除</u> ⇒ (3) <u>税額控除</u></p> <p>5. 中小法人課税の対象制限 (⑤を改定) ⑤ 所得拡大促進税制 ⇒ <u>賃上げ投資促進税制</u></p>				
<p>p. 235</p> <p>税率改定</p> <p>記述追加</p> <p>税率改定</p> <p>記述追加</p>	<p>(2) 資本金 1 億円以下の普通法人の場合</p> <p>1) 課税標準 (2019 年 10 月 1 日以後開始事業年度の税率改定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年 400 万円以下の部分 5.0% ⇒ <u>3.5%</u> ・ 年 400 万円超 800 万円以下の部分 7.3% ⇒ <u>5.3%</u> ・ 年 800 万円超の部分 9.6% ⇒ <u>7.0%</u> <p>2) 地方法人特別税の税率 上記で算出した法人事業税の額に対して下記の税率が適用される。地方法人特別税は、2019 年 10 月 1 日以後開始の事業年度から特別法人事業税に衣替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019 年 10 月 1 日以後開始事業年度 廃止 ⇒ <u>37%</u> <p>特別法人事業税は、法人が集中する都道府県に収入が偏るため、事業税の一部を地方法人特別税として国が収受し、それを地方に再配分するための税である。</p>				
<p>p. 255</p> <p>記述追加</p>	<p>(1) 税率 8% (地方消費税込み)</p> <p>1) 消費税率の引き上げ 2019 年 10 月 1 日以後、地方消費税とあわせて税率 10% (消費税 7.8%、地方消費税 = 7.8% × 22/78 = 2.2%) に引き上げられる。</p> <p>2) 軽減税率の導入 消費税率 10% への引き上げと同時に 8% (消費税 6.24%、地方消費税 6.24% × 22/78 = 1.76%) の軽減税率が導入される。</p>				

次ページに続く

第5分冊 不動産運用設計

該当ページ	改定内容等
p. 6 文章追加	(3) 抵当権の設定 (文末に追記) 載される。 <u>なお、債務を完済しても抵当権が自動的に抹消されるものではなく、抵当権の抹消登記が必要である。</u>
p. 59	3) 建物譲渡特約付借地権 (文末に追記) …。 <u>買取りにより借地権が消滅した後、旧借地人から建物の継続使用の請求があった場合は、その時に期間の定めのない賃貸借契約が行われたとみなされる。また、建物に借家人が居住している場合、借家人との契約関係は引き継がれる。</u>
p. 102	4. 生産緑地の買い取りの申し出 (文末に追記) … 2017 年改正で「特定生産緑地制度」が創設され、市町村長から特定生産緑地の指定を受けると、買取の申し出期間が 10 年間延長され、税制の特例措置も 10 年間延長される。10 年経過後は、改めて所有者の同意を得て、繰り返し 10 年の延長ができる。
p. 152 期限延長 税制改正	(4) 空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円の特別控除 2016 年から <u>2023 年 12 月 31 日</u> までに… 1) 対象となる資産 (③を追記) ③ <u>被相続人が介護保険法の要介護認定を受け、相続開始の直前まで老人ホーム等に入所していたこと。</u> 2) 譲渡の条件 (③の記述変更) ③ <u>被相続人が老人ホームに入所したときから、または、相続時から譲渡時まで事業用、貸付用、居住用に供されていないこと。</u>
p. 153	

次ページに続く

第6分冊 相続・事業承継設計

該当ページ	改定内容等
p. 10 記述追加 ⑥	(3) 代襲相続分 ⑥ 代襲相続人が養子であるときは、代襲相続人としての相続分と養子としての相続分を合算した額を相続する。
p. 16 法改正 新設	(5) 特別受益と寄与分 1) 特別受益 ① 特別受益の持戻し免除の推定 (2019 年 7 月 1 日施行) 婚姻期間が 20 年以上である夫婦の一方の配偶者が、他方の配偶者に対して居住用財産を贈与または遺贈したときは、持戻し免除の意思表示があったものとして相続財産への持戻しの対象から除外される。
法改正 新設	2) 寄与分 ① 特別寄与制度の創設 (2019 年 7 月 1 日施行) 相続人以外の被相続人の親族 (子どもの配偶者など) が、無償で被相続人の療養看護やその他労務を提供して特別の貢献をしたときは「特別寄与者」となる。 特別寄与者は相続開始後、寄与度に応じた額を「特別寄与料」として、相続人に金銭の請求をすることができる。
p. 18 記述追加	(1) 遺贈 (文末に追記) ……。 遺贈により、相続人以外の者に財産を承継することができる。ただし、遺贈者の死亡前に受遺者が死亡すれば、その遺贈に関する部分は無効となる。
p. 26	図表 6-9・遺産分割協議書具体例 の下に追記 ③ 法定相続情報証明制度 法定相続情報証明制度とは、被相続人と法定相続人の情報を登記官が確認し、認証文付きの一覧図で証明するもので、被相続人の戸除籍謄本の代わりとして、不動産等の相続登記や金融機関の口座名義変更など各種相続手続きのほか、相続税の申告書の添付書類としても利用できる。
p. 27 法改正 新設	(3) 換価分割 の後へ追記 (4) 遺産分割前の預金等払戻制度 (2019 年 7 月 1 日施行) 相続された預金債権について、各相続人は遺産分割前でも一定の範囲で払い戻しが認められる。単独で払い出しができるのは、一つの口座につき相続開始の時の預金残高の 3 分の 1 に共同相続人の法定相続分を乗じて得た額で、一つの金融機関から払い戻しが受けられるのは 150 万円を限度とする。
p. 30 法改正 新設	(2) 普通方式の種類と特徴 1) 自筆証書遺言の要件緩和 自筆証書遺言の財産目録については、別紙として自筆に代えてパソコン等で作成したもの、通帳等のコピーや不動産の登記事項証明書などの添付が認められる。ただし、財産目録のすべてのページに署名押印が必要となる。
p. 33 法改正 新設	7. 遺言の効力の見直し (2019 年 7 月 1 日施行) 相続による権利の承継は、「相続させる遺言」であるか遺産の分割であるかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録、その他の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないとされる。

次ページに続く

当ページ	改定内容等
p. 34 法改正 新設	(2) 遺留分権利者と遺留分の割合 遺留分算定の基となる相続財産の額は、「相続開始時の積極財産の額＋生前に贈与した財産の額」から「債務の全額」を控除した額となる。この際、特別受益については、期限無く持戻しの対象となっているが、2019 年 7 月 1 日以後の相続から、次のように遺留分算定の基礎財産が明確化される。 相続開始時における被相続人の積極財産の額 ＋ 相続人に対する生前贈与の額（原則 10 年以内） ＋ 第三者に対する生前贈与の額（原則 1 年以内） － 相続開始時における負債の総額 ＝ 遺留分算定の基礎財産
p. 35 法改正 新設	(3) 遺留分の減殺請求権（2019 年 7 月 1 日施行） 1) 遺留分減殺請求権の金銭債権化 減殺請求の訴えが提起された場合、相続財産は再び共有状態に戻るなどして権利・義務関係の調整が複雑になっていた。 そこで、遺留分が侵害されている場合に、相続財産そのもので補うのではなく、遺留分侵害額と同額の金銭を請求する権利へと置き換えられることとなった。これを「遺留分侵害額請求権」という。 なお、減殺請求による金銭の請求を受けた者がただちに現金の準備ができない場合は、家庭裁判所に支払期限の猶予を求めることができる。
p. 58 (注) 文末に 追記	7. 教育資金の一括贈与の非課税措置 ① 適用期限を 2021 年 3 月 31 日までの贈与に延長 ② 受贈者に所得要件を追加 <u>贈与を受ける年の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。</u> ③ 終了時の取扱い 受贈者が 30 歳に達したときに、非課税口座にある未使用残高等は、そのときに贈与があったものとして贈与税が課税される。 <u>ただし、2019 年 7 月以後は一定の条件の下で、受贈者が最大 40 歳に到達する日まで、贈与課税が延期される。</u> ④ <u>2019 年 7 月以後、受贈者が 23 歳に達した日の翌日以降に学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のものは非課税の対象から除外される。</u> ⑤ <u>贈与者死亡の場合、教育資金管理契約が贈与者死亡前 3 年以内に締結されている場合に限り、死亡した日の残高が下記の例外を除いて相続財産に加算される。</u> ・ <u>受贈者が 23 歳未満である場合</u> ・ <u>受贈者が学校等に在学している場合</u> ・ <u>受贈者が教育訓練給付金講座を受講している場合</u>
p. 59 法改正	8. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 ① 適用期限を <u>2021 年 3 月 31 日</u> までの贈与に延長 ② 受贈者に所得要件を追加 <u>贈与を受ける年の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。</u>
p. 142 法改正 新設	③ 特定事業用宅地等の適用範囲の見直し 2019 年 4 月以後に生じた相続等の場合は、相続開始前 3 年以内に事業の用に供された宅地等は、特定事業用宅地等から除外される。ただし、その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地等の相続時の価額の 15% 以上である場合は、特定事業用宅地等として減額対象となる。

次ページに続く

P180 2. 代償分割前に追記

3. 個人版事業承継税制（相続税・贈与税の納税猶予）の活用（2019年1月1日施行）

中小企業の事業承継では、「中小企業経営承継円滑化法」による非上場株式等の相続・贈与税の納税猶予制度がある。その制度を個人事業主の事業承継に適用するもので、不動産貸付業を除く、幅広い個人事業者が対象となる。

個人の事業用資産、土地・建物・一定の減価償却資産などに係る贈与税・相続税の納税猶予または免除を受けることができる。適用に際して承継計画を提出し、経営承継円滑化法の認定を受ける必要がある。

個人版事業承継税制のまとめ

納税猶予対象資産	先代経営者の事業用（不動産貸付業を除く）で、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されている次の資産 イ) 土地（面積400㎡まで） ロ) 建物（面積800㎡まで） ハ) 減価償却資産 ・固定資産税または営業用として自動車税等の課税対象となっているもの（機械設備・什器備品・工作機械・車両等）
被相続人・贈与者	先代一人から後継者一人へ （先代経営者は相続開始前に青色申告者であること）
認定相続人・認定受贈者	後継者は相続後に青色申告者であること 後継者は20歳以上（2022年4月1日以後の贈与は18歳以上） 先代経営者の親族でなくても適用可能
納税猶予額	特定事業用資産に対応する相続税・贈与税の全額を猶予する 猶予される相続税（贈与税）額と猶予期間中の利子税額の合計額に見合う担保を提供する
承継計画	2019年4月1日から2024年3月31日までに都道府県に対し提出する
適用期限	2019年1月から2028年12月31日までの贈与・相続等
相続時精算課税制度	贈与者が1月1日において60歳以上であれば、受贈者が親族以外であっても適用可能
継続届出書	申告期限から3年ごとに税務署長に提出
免除等	後継者が死亡まで特定事業用資産を保有して事業を継続していた場合、相続後5年以後に後継者に資産を贈与し、その者が贈与税の納税猶予の適用を受けたときなどは、全額免除される。 相続人等が対象資産に係る事業を廃業したときは全額納付する。

以上